

令和5年度原子力規制委員会  
第33回会議議事録

令和5年9月20日（水）

原子力規制委員会

令和5年度 原子力規制委員会 第33回会議

令和5年9月20日

10:30～11:45

原子力規制委員会庁舎 会議室A

議事次第

- 議題1：「令和5年度原子力総合防災訓練計画」に対する原子力規制委員会の意見
- 議題2：日本原燃株式会社再処理事業所における再処理事業、廃棄物管理事業及びMOX燃料加工事業の変更許可申請書に関する審査の結果の案の取りまとめ－標準応答スペクトルを考慮した基準地震動の追加等－
- 議題3：原子炉安全専門審査会第14回原子炉安全基本部会・核燃料安全専門審査会第8回核燃料安全基本部会の審議結果報告

○山中委員長

それでは、これより第33回原子力規制委員会を始めます。

最初の議題は「『令和5年度原子力総合防災訓練計画』に対する原子力規制委員会の意見」です。

説明は、緊急事案対策室の杉本室長、内閣府の小山田参事官からお願いをいたします。

○杉本長官官房緊急事案対策室長

緊急事案対策室の杉本でございます。

それでは、資料1で御説明いたします。

まず、「1. 趣旨」ですけれども、令和5年度の原子力総合防災訓練の計画に対しての原子力規制委員会の回答について決定することを付議するものでございます。

「2. 経緯」ですけれども、この計画を内閣総理大臣が作成しようとするときは、原子力災害対策特別措置法に基づいて、あらかじめ原子力規制委員会の意見を聴かなければならないとされております。9月4日付けでその意見照会が来ておりますので、それに対する回答について御審議いただきたいというものでございます。

本年度の訓練の計画の概要を3.に記載しておりますけれども、具体的な訓練計画の中身につきましては小山田参事官から御説明させていただきます。

○小山田内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総合調整・訓練担当）

内閣府原子力防災担当参事官の小山田でございます。

それでは、資料の1ページ目でございます「訓練計画の概要」でございますが、別添②とございますとおり、右下5ページが別添②になってございます。これが訓練計画の本体でございます。本日の御説明は、後ろの方、12ページにこの訓練計画の内容についてまとめてございますので、12ページに沿って御説明したいと思います。

令和5年度の原子力総合防災訓練につきましては、右側に地図がございますけれども、柏崎刈羽地区を対象に行います。この地図にございますPAZ（予防的防護措置を準備する区域）、5km圏内の住民数が約1万8900人、5～30km圏内のUPZ（緊急防護措置を準備する区域）の住民が40万8000人余りとなっている地域でございます。

「訓練の位置付け及び目的」が1.にございますけれども、まず、国、自治体と事業者における防災体制、関係機関における協力体制の実効性の確認が一つ目。

それから、原子力緊急事態における中央と現地の体制の確認やマニュアルに定められた手順の確認が二つ目。

それから、地域防災計画等の検証及び緊急時対応等の検討が3番目。

それから、訓練計画を踏まえた教訓事項の抽出が4番目。

最後に、原子力災害対策に係る要員の技能の習熟と原子力防災に関する住民理解の促進がございまして。

二つ目が訓練の実施時期でございますけれども、今年の10月下旬を予定してございます。

対象となる原子力事業所としましては、東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原

子力発電所でございます。

参加機関は、ここにございますとおり内閣官房、内閣府、原子力規制委員会ほか関係省庁、地方自治体では新潟県、柏崎市、刈羽村、ほかに対象事業者と関係機関はこちらにあるとおりです。

五つ目に訓練内容を示してございます。自然災害と原子力災害の複合災害を想定しまして、重点項目といたしまして（１）が迅速な初動対応の確立、（２）が中央と現地組織の連携による防護措置の実施による意思決定、（３）が住民避難と屋内退避という三つの重点項目を対象にしますが、そのポイントを四つほどここに示してございます。

一つ目が、新潟県地域防災計画で想定する海域型地震のうち柏崎刈羽地域において最大規模の地震被害を想定しまして、さらにブラインド訓練を交えて、適切な防護措置を検討する、いわゆる本部の運営訓練を実施するということ。

二つ目が、自衛隊等の実働組織の協力を得まして、ヘリコプターあるいは船舶等のあらゆる手段を活用して住民の避難訓練を実施するということ。

三つ目が、防災アプリによる避難住民の受入業務の円滑化や無人航空機を活用した航空機モニタリングを実施するということ。

最後、四つ目が雪害との複合災害時における課題検討を行う机上訓練を実施するという内容になってございます。

下から二つ目に無人航空機を活用した航空機モニタリング等を実施とありますが、この内容につきまして簡単に今井課長から御説明いただきます。

○今井長官官房放射線防護グループ監視情報課長

原子力規制庁監視情報課の今井でございます。

若干補足をさせていただきます。

これまで有人による航空機モニタリングについて、総合防災訓練について実施してきたところがございますけれども、これに加えまして今回、無人航空機の導入を図りたいと考えております。無人航空機の導入に当たっては、JAEA（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）の眞田グループリーダーをはじめとする環境モニタリンググループの方々が必要に精力的に取組を行われまして、その成果が実を結んだものと考えております。放射線防護グループといたしましても、この導入について内閣府と相談しながら検討を重ねてきたところでありまして、今年度の総合防災訓練で訓練を開始いたします。

予定では、今のところ3機の種類がございますけれども、そういったものを投入する予定です。2機についてはもう既に実用可能と考えておりますけれども、飛行機のタイプ、いわゆる固定翼機、それからヘリコプター、JAEAがこれの検出器の開発、放射線測定データのリアルタイム通信機能を付加してきたものでございます。三つ目はいわゆるドローン、マルチコプターでございますけれども、これについては今回、今年度委託事業で京都大学の谷垣先生の方に開発を頂いている超小型の放射線測定器がたまたま重量的にも搭載可能であるということが分かりましたので、これを搭載して測定を試みる予定でございます。

実運用は可能となりましたけれども、電線とか、山とか、そういった障害物がございます。万が一のときにも確実に飛んで測定できるよう実地を重ねる必要があると考えておりました。今後こういった総合防災訓練等の機会を捉まえまして、法令上必要な手続等も確認しながら、さらなる実効性を高めていきたいと考えております。

最後になりますけれども、今回伴委員に強力に後押しいただきまして、今年度の総合防災訓練に導入することが可能となりました。JAEA、京都大学等の関係者の方々に改めて感謝申し上げたいと考えております。まずは総合防災訓練、有人機、無人機合わせまして安全な運用に心がけたいと考えております。

以上でございます。

○小山田内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総合調整・訓練担当）

内閣府の小山田でございます。

続きまして、13ページに訓練の内容について記載してございます。

事象の推移といたしましては、警戒事態から施設敷地緊急事態、全面緊急事態に至るまでという想定でございまして、警戒事態では迅速な初動対応の確立、施設敷地緊急事態あるいは全面緊急事態におきましては、中央と現地組織の連携による防護措置の実施等に係る意思決定や、UPZ外地域の住民避難、屋内退避等を予定してございます。

ここまでが今年度の訓練の計画でございまして、参考といたしまして、一番最後のページ、右下19ページでございまして、昨年度、令和4年度の実施成果報告書の概要でございまして、この内容につきましては既に内閣府のホームページに記載している内容でございまして、この内容を紹介させていただきます。

昨年度は、11月4日から6日にかけて、関西電力株式会社的美浜発電所を対象にして訓練を行いました。

真ん中辺りに評価結果の概要を三つほど示してございます。①の迅速な初動体制の確立につきましては、二つ目のポツにございまして、現地におきましては、国からの派遣要員が到着するまでの間、中央と現地の参集者の連携による組織的な活動体制の向上策ということで、中央からの積極的な働きかけが見られたということがございます。これを踏まえまして、国が主体となって引き続き継続して検討する必要があるということを確認したという内容になってございます。

そのほか、②では中央と現地組織の連携、③が住民避難、屋内退避等でございますけれども、いずれも確認ができたということですか、住民の理解を促進できたという内容になってございます。

そのほか「特記事項」といたしまして三つほどございまして、実働組織を用いた県内外への広域的な住民避難、コロナ禍で初めてとなる住民避難での訓練を3年ぶりに実施できたということになってございまして、二つ目はブラインド訓練でございまして、住民の一時移転に係る検討プロセスに焦点を当ててブラインド訓練を実施したところでございまして、かなりオペレーションの練度向上につなげるということを図ったわけでございますが、一

方で、特定の訓練項目に焦点を当ててしまったということで、中央における検討が十分でなかった部分もあったというのはございました。今の点については、今年度の計画では改善できるように計画を組んでいるところでございます。

あと、新たな対応手順の確認がございしますが、国家備蓄の安定ヨウ素剤の輸送実施手順の確認など、こういった内容につきまして手順の確認がなされたという内容になってございます。

昨年度の成果については以上でございます。

○杉本長官官房緊急事案対策室長

続きまして、杉本から御説明いたします。

1 ページ目に戻っていただいて、下の方、「4. 原子力規制委員会からの回答（案）」でございます。ただいま小山田参事官から説明がありました計画に対しまして、3 ページ目に別紙として原子力規制委員会の回答（案）をつけております。原子力災害対策指針に示されている訓練の考え方に基づいて、原子力規制庁でこの計画（案）を確認した結果、適切であると認められることから別紙のとおり、適切と認める旨の回答を返したいと考えておりますので、この件につきまして御審議いただければと思います。

説明は以上でございます。

○山中委員長

御質問、コメント等ございますか。

どうぞ。

○田中委員

1 個教えてください。12ページに概要（案）があるのですが、実施時期は10月下旬ということなのですが、新潟のあの辺りというのは1月、2月とか雪が降るところなのですが、雪が降った場合を想定しての訓練的なものというのはこの一番下に書いている雪害との複合災害時における課題の検討を行う机上訓練ということなのでしょうか。もうちょっとその辺のところを教えてくださいませんか。

○小山田内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総合調整・訓練担当）

内閣府の小山田でございます。

委員御指摘のとおり、実際に雪が降るのは冬季、1月、2月とかが中心になろうかと思いますが、訓練の実施が10月下旬でございますので、机上訓練という形にさせていただいたところでございます。

訓練の中身としましては、原子力災害と豪雪が発生して、それによる発災があったことを考慮して、国ですとか自治体とどう連携してやるべきとか、要員としてどう対応すべきかというようなところの整理になっていこうかと考えてございます。机上訓練ですので、今後こういった訓練の議論の結果が得られれば、それを今後に活かしていければなど考えているところでございます。

○田中委員

分かりました。

○山中委員長

そのほかいかがでしょうか。

○伴委員

この総合防災訓練では、とにかく一連の手順をみんな経験するというを第一の目的にしているので、非常に短いタイムスパンの中にいろいろなものを詰め込んでいる。それはある程度やむを得ないことなのですが、ただ、それをすると、実際の展開といいますか、本当に事故が起きたときにそうではないというところとの乖離といいますか、それを助長してしまう可能性があるかなとも思っています。そういった制約がある中で、例えば本来ならば、ここでもう1ステップこういうものが入るのだけれども、これは訓練なので、そこは省略して、次のここにフォーカスしているのだというような共通の理解を、中央でも、現地でも、その訓練に参加する人たちがみんな共有できることが、共有していることが重要だと思うのですが、その辺の工夫はされているのでしょうか。

○小山田内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総合調整・訓練担当）

内閣府の小山田でございます。

訓練の参加者に対しましては事前に説明会を行ってございまして、その中で、こういったスキップと呼んでございますけれども、飛ばさざるを得ない部分につきましてはこういう設定になっておりますと。実際には、例えば緊急事態宣言から最初の合同対策本部までの開催は2時間ぐらいということにはなるのでしょうけれども、訓練ではその間はスキップするということでございますので、その内容を説明するということも行いますし、実際の訓練の中でも、拠点拠点におきまして、訓練の担当者の方からその旨を伝えて、その間にどういう事象があったのか、どういう流れがあったのかということにつきましては、画面表示するなどして説明するということで対応してございます。

○伴委員

ありがとうございます。手順だけではなくて、結局は訓練の狙いといいますか、そこを共有できていることが大事だと思いますので、その点はしっかり踏まえてやっていただきたいなと思います。

それから、今井課長から説明のあった無人航空機によるモニタリングですけれども、補足をしますと、決してこういう技術が使えるようになったので今回試みますとかそういう話ではなくて、それこそドローンの技術とかは日進月歩ですから、ずっと原子力規制庁の監視情報課でもその技術を追いかけています。現在進行形の検討の中で、取りあえず今回はこれを投入してみるという位置付けになろうかと思えます。

机の上の検討ではできる、あるいはできるはずだと思っても、いざやってみると結構いろいろな障害にぶつかることがありますので、社会的なものも含めて、そういったものを確認するためにも、こういう訓練への投入は続けてほしいと思います。

以上です。

○山中委員長

そのほかいかがでしょう。

○杉山委員

コメントというかお願いですけれども、ここに示された以上の非常に緻密な計画を立てていらっしゃるのだと思います。特に事故シナリオ等に関して。もちろん大きなイベントといいますか、この施設でどういう問題が起こって、どのように事故が進展していくかというような、メインパートというのは比較的考えやすいのですけれども、それに付随していろいろな周辺の部分、ある設備が使えなくなったということはどういった原因があって、その同じ原因での何が生きているのか、死んでいるのか、今申し上げたのは原子力発電所の施設内のことですが、同じようにオフサイトでも、起点が自然現象ですので、それによって道が通れないですとか、いろいろなインフラ上の問題も生じている。結局ブラインドで対応しようとする、使える手を皆さん探すわけですね。いろいろなことを考えて、あれは使えないかとか、そういったときに先取りして、それは使える状態にあるのか、こういった理由で使えないのかといったシナリオできちんとあらゆるところのつじつまを合わせておくといえますか、もちろん既に経験も実績もおありだと思うので、御承知のことだとは思いますが、その点の緻密な隙のないシナリオ作りをお願いしたいと思えます。

○小山田内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総合調整・訓練担当）

内閣府の小山田でございます。

承知いたしました。担当者の方で今、一生懸命中身につきまして矛盾がないような形にするように作成しているところでございます。よろしく申し上げます。

○石渡委員

石渡です。

柏崎刈羽原子力発電所は、2007年に中越沖地震によって被災した原子力発電所です。実際にそういう大きな地震の被害を受けている発電所だということです。そういう意味で、自然災害に対応した訓練というのは非常に重要だと考えております。

そこで、今回の12ページにある「訓練のポイント」を見ますと、最初に地震の想定がありまして、海域型地震ということが書いてあります。これは多分、海底の活断層による、それが動いたことによる地震という意味だろうと思うのですけれども、海域で地震が起きると、津波が発生する可能性が非常に高いと思います。ところが、今回の別添②の計画書を読ませていただくと、津波という言葉が一言も出てこないのです。これについては訓練の中で、津波が起きる可能性があるということについては十分な考慮が必要であろうと思えますので、その辺、しっかり訓練の中で組み込んでいただく必要があると思えます。

以上です。

○小山田内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総合調整・訓練担当）

内閣府の小山田でございます。



ありがとうございます。別添②の資料に明確に記載してはおりませんが、実際のシナリオの中におきましては、津波も考慮して、それによる影響についても考慮するようなシナリオにして設定する予定でございます。

○石渡委員

よろしく申し上げます。

○山中委員長

そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

私から一つ質問なのですが、プラントとしてABWR（改良型沸騰水型原子炉）を取り上げるのは総合防災訓練では初めてかと思えますけれども、地域の特徴というのは、特にこの地域の特徴、豪雪地帯であるというようなお話は先ほど出てまいりましたけれども、住民の人口密度等、何かそういう地域的な特徴があれば教えていただきたいと思うのです。

○小山田内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総合調整・訓練担当）

内閣府の小山田でございます。

先ほど12ページの地図の下にPAZ圏内とUPZ圏内の情報がある程度記載してございますけれども、特にUPZ圏内での住民数が40万を超えるということで、かなりの人口、住民の方々がおられるということ踏まえて、それを踏まえた避難の実効性、計画の実効性等の検証というのが特徴といいますか、考慮すべき事項ではないかと考えてはございます。

○山中委員長

その上で、従来、プラント側、オンサイト側とオフサイト側の情報の共有というのは防災訓練を行うごとにありようをいろいろ検討されて、試行錯誤されているところがあるかと思うのですが、今回もその点、工夫を多分されることになろうかと思えますけれども、この辺り、試行錯誤になるかと思えますけれども、昨年あるいは一昨年の状況を踏まえた上で進めていただければと思います。

○小山田内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総合調整・訓練担当）

内閣府の小山田でございます。

承知いたしました。オンとオフの連携、情報共有は重要でございますので、しっかりやっていくようにしたいと思います。

○杉本長官官房緊急事案対策室長

緊急事案対策室の杉本です。

原子力規制庁としても、ERC（緊急時対応センター）のオンサイトの方でプラントの状況を刻々と事業者の方から情報をもってやっていく。それで、こんなことになりそうだとということについては、適切にオフサイト側にも情報を伝えてやっていく。これも、これまでも総合防あるいは事業者防災訓練でもそのような想定をしてやってきておりますので、今回の総合防災訓練においても、また練度を高めていきたいと思っております。

○山中委員長

よろしく申し上げます。

そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、別紙のとおり「令和5年度原子力総合防災訓練計画」に関する意見聴取についての回答を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山中委員長

ありがとうございます。それでは、そのとおり決定をさせていただきたいと思います。

以上で議題1を終了いたします。

次の議題は「日本原燃株式会社再処理事業所における再処理事業、廃棄物管理事業及びMOX燃料加工事業の変更許可申請書に関する審査の結果の案の取りまとめ－標準応答スペクトルを考慮した基準地震動の追加等－」です。

説明は、核燃料審査部門の古作調査官、地震・津波審査部門の岩田調査官からお願いいたします。

○古作原子力規制部審査グループ核燃料施設審査部門企画調査官

核燃料施設審査部門、古作です。

資料2でございます。

今、委員長から議題として御紹介いただいたところですが、趣旨としましては、事業変更許可申請に対する審査結果の案の取りまとめということ、併せて原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取の実施ということについて決定の付議をさせていただきたいというところです。また、審査書案につきまして、意見の募集についての方針を了承いただければと思っております。

具体的な内容として、まず「2. 経緯」でございますが、本件、標準応答スペクトルを考慮した基準地震動の追加等ということでございますけれども、標準応答スペクトルとしましては、本件の再処理事業に関しましては基準規則解釈の中で実用炉と同様に規定をしております。廃棄物管理事業及び加工事業につきましては、基準規則解釈において実用炉を準用するという事になってございますので、実用炉の解釈で定めております標準応答スペクトルを適用していくということでございます。

日本原燃におきましては、再処理事業所にあります再処理事業、廃棄物管理事業、MOX燃料加工事業という三つの事業に対しまして、令和4年1月12日に許可申請が出されてございます。また、その後、審査会合を3回実施してございますけれども、その内容を反映するために、令和5年6月29日と令和5年8月2日に補正が提出されてございます。

この審査に当たりましては、変更の内容が、各事業の施設が設置されている敷地が再処理事業所ということで同一のものでございますので、そこで共通で対応されております基準地震動の追加ということでございますので、申請は一体として審査を進めてございます。そのため、今回も議題としては一つでまとめて御審議いただければと思っております。

「3. 審査の結果の案の取りまとめ」ということで、3事業ございますので、※3に記載してございますけれども、各事業の法規定に基づいて定めております許可の基準に対し

て、審査の結果を別紙1-1から1-3までということで今回取りまとめてございます。

具体的には4ページをお開きいただければと思います。4ページは別紙1-1で、再処理事業に関してまとめております。こちらにつきましては、1. が平和利用の関係で、この点は引き続き従来とおりということで、新基準適合やその後の有毒ガスの防護といったところの許可と同様の内容を記載してございます。

次のページ、5ページが、2.、3.、4.、5. ですけども、2. と4. については従来どおり添付の方でまとめておりまして、3. は経理的基礎でございまして、これも先行の標準応答スペクトルの取り入れのものと同様、工事を伴わないということで、資金の追加は不要ということで、従来どおり変更はないということでございます。5. につきましても、品質管理の体制は変更がないことを確認してございます。

次のページからが審査書(案)となっておりますけれども、先ほど添付でまとめたという技術的能力に関しましては、通しの12ページに記載をしてございます。こちらも従来どおりであります、時点修正での技術者等の記載を変更しているということだけでございまして、方針については変更がないことを確認してございます。

続いて13ページでございまして、審査書、今回につきましては標準応答スペクトルの関係ということで、IV-1、2が設計基準関係、3、4が重大事故関係ということで審査をまとめてございます。今回、新知見反映というところの可否を審査してございますので、IV-5というところでまとめてございます。

また、地震動の関係での対応が触れられておりますその下、なお書きの1. から6. といったところについて、既許可から変更が必要ないということを確認しております。

また、その下にありますように、重大事故の手順関係についても変更する必要がないという確認をしているところでございます。

具体を書いてありますのはこの後、参考で紹介をしてさせていただければと思いますので、続いて通し29ページの別紙1-2を御覧いただければと思います。こちらは廃棄物管理の審査結果の取りまとめでございまして、平和利用がないということ、あとは重大事故の要求がないということで、再処理のその部分は抜いて記載をしているということで、内容としては同様のものになってございます。

続いて、別紙1-3が通し49ページからになります。こちらはMOX燃料加工の関係でございまして、こちらでも平和利用はございませんが、重大事故については要求がありますので、その点を対応しているというところで、審査書(案)につきましても再処理と同じように記載してございます。

内容としまして参考3、通しページの87ページを御覧いただければと思います。こちらは3事業まとめて審査内容を整理しているものでございます。めぐっていただいて88ページでございまして、今回、特に新知見反映のところのどこから反映のことを検討したかということで、最初3行で書いております日付、こちらは新基準適合での許可の時点に記載してございます。今回の新知見反映については、この時点からの追加情報ということにつ

いて検討してございます。

先ほども御紹介させていただいたように、下3行目のところで、2022年2月から3回の会合を開いたということで、補正を2回受けてございます。具体的な説明につきましては、地震・津波審査部門の岩田の方からまずお願いします。

○岩田原子力規制部審査グループ地震・津波審査部門安全管理調査官

地震・津波審査部門の岩田でございます。

経緯については今、御紹介がございましたので、早速89ページを御覧いただきたいと思っております。

上段に地下構造モデルを示してございます。地震基盤相当面につきましては、基準要求でございます $V_s$ （S波速度）=2,200m/s以上の層といたしまして、下の赤線で示されているとおり、 $V_s=3,100$ m/sの層上面に設定いたしまして、解放基盤における模擬地震波を評価してございます。その際、一様乱数による手法と施設で得られた実際の観測記録を用いた手法により検討してございまして、両者の評価結果を比較したところ、大きな差異はないものの、短周期側の応答スペクトルが大きいこと、加速度の最大値が示されていること、強振動部の継続時間が長いことから、一様乱数による手法による結果を採用することとしてございます。

次のページを御覧ください。通し90ページ目が審査の結論でございますけれども、基準地震動といたしまして、赤枠で示します $S_s-C5$ を標準応答スペクトルを考慮した地震動として追加してございます。

なお、青枠の $S_s-C1$ の留萌支庁南部の地震による地震動につきましては、規則改正によりまして評価対象地点が明確化されたことから、今回の審査でも再度確認いたしましたが、既許可の際に策定した地震動を変更する必要がないことを確認してございます。

続きまして、91ページを御覧ください。ここでは標準応答スペクトルを考慮した地震動と既許可の応答スペクトル手法で評価した $S_s-A$ の比較でございます。まず、水色の線が基準地震動として追加した $S_s-C5$ になりますけれども、それと黒実線の比較をしてございます。 $S_s-A$ の黒実線を上回っている部分といたしましては、左側の水平では0.1秒から0.3秒の辺り、もしくは1秒の辺り、鉛直、右側の図では0.1秒から0.2秒の辺りでございます。こういった評価結果を踏まえまして、 $S_s-C5$ を基準地震動として選定するものとしたものでございます。

次のページを御覧ください。先ほども説明がございましたけれども、新規制基準の許可後に公表された知見に関するものでございます。まず、ここでは産総研（産業技術総合研究所）が公表した野辺地の図幅第2版に関するものでございます。この第2版では、初版では示されておりませんでしたけれども、真ん中の表を御覧いただきますと、断層の名前を書いておりますが、横浜断層でありますとか出戸西方断層、六ヶ所撓曲、上原子断層、底田撓曲、既許可では七戸西方断層に相当いたします。こういったものの分布が示されてございます。

これらに対しまして、既許可の際の評価を赤枠で示してございますけれども、六ヶ所撓曲以外は既許可の評価の長さには包絡されていることを確認してございます。なお、六ヶ所撓曲につきましては、既許可の審査におきまして、第2版で引用されている知見が既に公表されていたということから、事業者の調査等の結果も含めて審査をした結果、この撓曲構造は認められないといたしまして、出戸西方断層全体の評価をしてございます。

以上のことから、既許可の評価を変更する必要がないということを確認してございます。

続きまして、93ページを御覧ください。内閣府が2020年、さらには2022年、加えて青森県については2021年にそれぞれ日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の対策として、過去の津波堆積物から想定した震源断層モデルに基づきまして、津波高さ等を試算して公表したものに対してでございます。

まず、前提でございますけれども、日本原燃におきましては新規規制基準への適合性審査におきまして、津波に対する評価といたしましては、津波の到達可能性について検討する標高といたしまして、津波が40メートルに到達しないということを確認してございます。ここでは青森県の評価結果を記載してございますけれども、図で御覧いただきますと、敷地近傍の六ヶ所村というところを御覧いただきますと、一番高いところで津波の想定高さが12.7mであること。さらには敷地付近の浸水域が5から10mという評価結果がございますが、既許可において確認した津波評価の結果に影響がないということを確認してございます。

次のページを御覧ください。こちらは先ほどの知見に関して、地震に関する評価でございます。左の図を御覧いただけますでしょうか。まず、敷地への影響の観点で、SMGA（強震動生成域）の位置に着目してございます。左の内閣府の図に対して、右側の既許可の評価を比較すると、SMGA1の位置はほぼ同じでございます。これは敷地に対する影響という観点でございます。

次に、右の表を御覧ください。地震動評価上、敷地に影響が大きくなるパラメータの核として、赤枠で示している応力降下量は、右側の赤枠の既許可のモデルが34.5MPaということで、大きくなっているということを確認してございますので、以上のことをもって、既許可で評価をした地震動に対して影響がないものと判断してございます。

続きまして、次のページ、通しページ95ページを御覧ください。こちらは火山に関する評価でございます。火山に関しましては、このページで説明してございます八幡岳火山群のほかに、恵山についても新たな知見がございましたけれども、恵山につきましては活動履歴は見直されておりますけれども、累積の噴出量とか活動年代については変更がございませんので、ここでは八幡岳火山群について御説明をさせていただきます。

まず、左の図の変更前後を示しているところを御覧ください。日本の火山のデータベースが見直されまして、八甲田黒森と八甲田八幡岳が統合されまして、八幡岳火山群となっております。加えて、活動期間等の階段ダイヤグラムについても見直しがあったことで、評価後につきましては活動期間と活動停止からの経過期間との関係が変更されまして、統

合後は活動期間の方が休止期間よりも長くなったということから、原子力施設に影響を及ぼし得る火山として追加され、一つ評価対象が増えてございます。

右の評価フローを御覧いただけますでしょうか。左から右に向かって評価が進むことになってございますけれども、まず、統合されたことによって、対象とする火山が一つ減ってございます。よって、対象火山は1減ではあるものの、そのうち評価対象として抽出された火山が一つ増えることになりました。ただし、個別評価、影響評価を実施した結果、施設に対して影響を及ぼす可能性は十分小さいということを改めて確認してございます。

その他、このパワーポイントに記載はございませんけれども、審査書の記載といたしましては、説明は省略いたしますが、地盤の支持についても審査をしてございます。結論だけ申し上げますと、評価基準値または評価基準値の目安を満足していることを確認しまして、基準に適合していることを確認してございます。

それでは、また説明を古作調査官に代わります。

○古作原子力規制部審査グループ核燃料施設審査部門企画調査官

続いて、96ページを御覧いただければと思います。地震動の追加ということで、対応する弾性設計用地震動の設定方針に変更がないことを確認しているというものでございます。

②につきましては、審査書で御紹介をした関連条文についても見ているということでございます。

下の枠に参考で記載しておりますのが工事の要否についてで、今回追加しているSs-C5につきましては、水平ですと0.1秒から0.3秒の周期帯で1.06倍といった増加になっているということ、周期1秒でも上がっているというところです。また、鉛直につきましては0.1秒から0.2秒というところで1.2倍ということで、比較的上がっている部分はありますけれども、現状、日本原燃は今、審査中であります設工認の耐震評価の結果を基礎にしまして簡易評価をした結果では補強工事は不要ということでしたので、許可申請書、今回の申請書の中では工事不要という形で申請補正がされているというところでございます。具体的には今後、設工認の中で確認をしていくということで、場合によっては改造工事があればその内容を審査していくということになろうかと思っております。

それでは、2ページの方にお戻りいただきまして、その後の意見聴取等の点でございませぬけれども、4. で原子力委員会に対して、5. で経済産業大臣に対してということで意見聴取をしたいということでございます。原子力委員会に対しましては、平和利用という関係ですので、規定は再処理事業のみということになってございまして、別紙2でまとめてございます。経済産業大臣については、別紙3-1から3-3ということで、こちらの資料に別紙の前に資料と書いてしまったのですけれども、誤記でございまして、この2文字は削除させていただければと思っております。

別紙2は71ページに記載をしてございます。平和利用の関係ですので、次の72ページには別紙1でまとめております平和利用の観点について記載をしてございます。

次の73ページが別紙3-1、再処理に関する経済産業大臣への意見聴取ということで、

次のページからは別紙1の審査結果をつけているところでございます。続いて、76ページが廃棄物管理の関係での別紙3-2、78ページが別紙3-3で、MOX加工事業に関する意見聴取の案文をつけてございます。

2ページにお戻りいただきまして、6.でございますが、意見募集の関係でございます。新基準適合の際に、再処理、MOXについては重大事項を要求していますので、基本的には意見募集をするということ、その他の施設につきましては、リスクの観点から重要な判断がある場合ということで、実際には再処理で令和2年5月、MOXでは令和2年10月で実施をしてございます。今回の案件につきましては、先行のRFS（リサイクル燃料貯蔵株式会社）、伊方、KUR（京都大学複合原子力科学研究所研究用原子炉）といったところでは意見聴取をしておりませんので、具体的には既許可の範囲から大きく変わらないということと、標準応答スペクトル自体については基準策定の際に議論いただいているということで、今回も意見募集を行わないということによろしいのではないかと事務局では考えてございます。

「7. 今後の予定」につきましては、第1案の場合は、意見を踏まえて改めて処分の可否についてこの場で御審議いただきたいと思っております。第2案の場合でございますが、特に原子力委員会、経済産業大臣の意見がなければ、長官専決での処理を進めていきたいと思っております。

説明は以上です。御審議をお願いします。

○山中委員長

それでは、御質問、コメントございますでしょうか。

まず、地震・津波関係の審査に当たっていただきました石渡委員から何か。

○石渡委員

石渡です。

一番最後に資料が添付されていまして、90ページに標準応答スペクトルによる地震波を基準地震動として追加をすると、赤枠で追加したものが書いてありますが、御覧になって分かりますように、Ss-Aというもともと一番大きかった応答スペクトルに基づく手法による地震動の次に大きい地震動になっております。これは水平方向、上下方向ともです。こういう新たな地震波を基準地震動として追加することになったということでございます。一番大事な点はそこだと思います。

以上です。

○山中委員長

プラント関係は何かございますか。

○杉山委員

余りこの施設のことをよく分かっていないので教えていただきたいのですが、今回三つの事業に関してパラレルに扱っているのですが、それぞれの事業ごとに建屋というのは独立したものなのですか。それで、それぞれに対して共通の基準地震動が適用できるような立地になっているのでしょうか。

○古作原子力規制部審査グループ核燃料施設審査部門企画調査官

核燃料施設審査部門、古作です。

おっしゃるとおり、再処理についてはさらに工程ごとに建屋が分かれているということで、建屋自体は分かれていますけれども、それが乗っている地盤については共通のものになっているということで、今回の審査は一体にさせていただきます。

○杉山委員

ありがとうございます。

○山中委員長

田中委員、いかがですか。

伴委員、いかがですか。

そのほかいかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

基準地震動として新たに一つ地震動が付け加わったということで、これまでもそういった事例はございますけれども、改めて再処理事業、3事業についてまとめて評価をしていただいたということでございます。

それでは、個別に伺いたいと思いますけれども、審査の結果の案並びに原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取の実施を決定してよろしいでしょうか。

田中委員、いかがでしょうか。

○田中委員

決定していいと思います。

○杉山委員

これで結構です。

○伴委員

決定することに異存ありません。

○石渡委員

異存ございません。

○山中委員長

それでは、全員一致でそのとおり決定をさせていただきたいと思います。

その上で、別紙1-1から1-3の添付の審査書（案）について、科学的・技術的意見の募集を行うべきかどうか、皆様の御意見をお聴きして、私の意見も述べたいと思いますが、いかがでしょうか。

○田中委員

募集を行わないということでいいと思います。

○杉山委員

特に新たな科学的・技術的論点があるわけではないので、募集は不要だと考えます。

○伴委員

私も同意見です。



○石渡委員

意見の募集は不要だと思います。

以上です。

○山中委員長

私も意見の募集は必要ないと考えます。

それでは、第2案のとおり、科学的・技術的な意見の募集は行わないということにして、了承したいと思います。

本件については、事務局提案のとおり、原子力委員会及び経済産業大臣の意見聴取の結果、特段の意見がなければ、長官の専決とすることといたします。

以上で議題2を終了いたします。

最後の議題は「原子炉安全専門審査会第14回原子炉安全基本部会・核燃料安全専門審査会第8回核燃料安全基本部会の審議結果報告」です。

説明は、原子力規制企画課の斎藤補佐からお願いします。

○斎藤原子力規制部原子力規制企画課課長補佐

原子力規制企画課の斎藤です。

資料3に基づきまして、第14回原子炉安全基本部会・第8回核燃料安全基本部会の結果報告をさせていただきます。

2ページを御覧ください。今回の基本部会は、8月25日に炉安審の基本部会25名中16名、燃安審の基本部会16名中14名の審査委員に御出席いただき開催いたしました。

議題は2ページの下段にございますが、四つの議題について議論をしていただきました。

こちらの概要について、3ページから御報告をさせていただきます。

まず、議題1ですが発電用原子炉施設の安全性の向上のための評価についてということで、こちらは前回の4月の基本部会から安全性向上評価届出制度の制度の在り方や運用の見直しについて議論を頂いているものでございます。こちらは三つの論点について御議論を頂きました。

論点1は、安全性向上評価の担うべき役割ということで御議論を頂きました。主な御意見ですけれども、検査や審査、安全性向上評価届出といった規制制度全体として見逃されている視点がなく、安全性が向上できるようなアプローチにするための整理が原子力規制庁、事業者において必要である。また、どのような変化を長期施設管理計画、安全性向上評価でそれぞれ見ていくのか、両者の関係を明確化した方がよい。事業者の安全性向上評価のための多様な考えの受皿として、安全性向上評価は有効であるといったような御意見を頂きました。

資料の4ページで、論点2について御説明をさせていただきます。論点2は、個別の見直し事項ということで、届出頻度、届出単位、規制基準適合状態の説明資料、いわゆるアズイズ文書について御議論を頂いたものです。こちらについて主な御意見でございますが、届出頻度や届出時期については、事業者の意見を聴いてから議論したいという御意見がご

ございました。また、届出単位ですが、原子炉単位、発電所単位に加え、複数原子炉単位というのもあり得るのではないかと。また、設計の古さを考える上でも、設計上の共通点をソフト的・ハード的にどう類型化するかが重要といったような御意見を頂きました。また、説明資料についてでございますけれども、こちらの資料は簡素化、合理化、集約化に加え、大事なところをしっかりと評価する重点化、差別化の視点が重要だ。ただ、分かりやすさと簡素化、合理化、集約化の議論は別に行うべきであるといったような御意見を頂きました。

また、5ページの方に参りますけれども、事業者自らが重要と考える点や対策を引き出す上では総合的な評価が重要であるといったような御意見を頂きました。

5ページの下段で、論点3「設計の古さ」への対応ということですが、こちらは7月の原子力規制委員会で「設計の古さ」のうち差分については炉安審・燃安審で御議論いただくということが了承されたことを踏まえて、今回から炉安審・燃安審で御議論いただいているものですが、こちらについてはunknown-unknownsについて事業者と原子力規制庁が議論するのは重要だといったような御意見ですとか、6ページに行っていたかまして、事業者が「設計の古さ」などに気づいたときに大きな負担を伴ってでも届出をするモチベーションを高める仕組み作りが重要だという御意見ですとか、また、ベンチマークをする際の最新炉型とは何か、また設計思想とは何かを明文化すべきであるといったような御意見、また、非物理的劣化においては運転員の知識や気づきを継承するといった人の要素も重要ではないかといったような御意見を頂きました。また、差分について議論する際には、差分をどのように使うのかという使い方の議論もすべきであるといったような御意見を頂きました。最後に、PSR（定期安全レビュー）について考えるときは、ペリオディックセーフティレビューではなく、プロアクティブセーフティレビューの考え方を取り込んでほしいといった御意見を頂きました。

議題1の議論の最後に、7ページ、8ページにございますけれども、原子力規制委員会と炉安審・燃安審会長の意見交換について、両会長と原子力規制技監の間でやり取りがございまして、両会長としては、炉安審・燃安審で安全性向上評価に関する議論を進めていく上では、原子力規制委員会と意見のそごがないようにコミュニケーションを深めたいというような御意向を頂いたところでございます。

次に、議題2の原子力規制検査についてですが、令和4年度第4四半期の実績、令和4年度の総合的な評価、令和5年度第1四半期の実績、高浜3号機における対応についての説明をした後に御意見を頂いたところです。

こちらについては、主な意見としては、検査結果の総合的な評価の中に3S（Safety、Security、Safeguards）の調和に係る分析を追加してほしいですとか、検査指摘事項について共通要因があるのかというような分析を追加してほしいといった御意見を頂きました。また、高浜3号機における対応につきましては、SA設備（重大事故等対処設備）のLC0（運転上の制限）逸脱がパフォーマンス劣化の観点からどういう意味があるのかというのは炉安審・燃安審でも議論の余地があるのではないかとというような御意見を頂いたと

ころです。

議題3については、9ページを御覧ください。こちらは技術情報検討会に関する御議論を頂きました。9ページの下段に①、②、③と書いておりますが、こういった案件について事務局から御説明を差し上げまして、10ページに記載をさせていただきましたが、PWR（加圧水型原子炉）の粒界割れに関する案件、またEDG（非常用ディーゼル発電機）の24時間連続運転試験に関する案件について、御意見や御質問を頂きました。

最後にその他ですけれども、こちらでは検査官の知見を集約するのにどのような機会を持たれているのかといったような御質問を頂きました。

結果の概要報告は以上になります。

○山中委員長

御意見、コメントございますでしょうか。

○田中委員

7ページ、8ページにかけての意見交換について、両部会長とすれば意見交換をしたいという感じなのですが、市村技監の方から説明があつて、意見交換するときにはどのような観点、議題でやるのかをもうちょっと明解にした方がいいのではないかという考え方があるといいたいので、その辺、市村技監の方から何か状況を教えていただければと思います。

○市村原子力規制技監

技監の市村です。

このとき議論がありましたのは、私の方から申し上げたのは、一つは、このコミュニケーションというのは両方向ありますよねと。一つは炉安審・燃安審会長が炉安審・燃安審の議論をリードしていくに当たって、原子力規制委員会の意向をはっきりキャッチしておいた方がいいだろうという話。この炉安審・燃安審の場でも、事務局から、これまでの原子力規制委員会での御議論、差分であるとか、欠けであるとか、あるいはそれに先立つ「設計の古さ」の考え方の問題を御説明申し上げておりますけれども、やはり直接対話をして原子力規制委員のお考えを聴きたいという方向の話もあるし、それから、炉安審・燃安審の方からも、まだ1回しかやっていませんけれども、炉安審・燃安審の方で出た意見、今日御覧いただいたように様々な意見が出ておりますので、それを今の時点で原子力規制委員会の方にぶつけて、方向性として違和感がないかどうかということも確認をしたいということで、この作業はそれなりに時間も掛かりますし、相当な皆さんの御参加を頂いているものですので、割と最初の段階からかみ合った議論ができるようにということで、そういう確認をしたいという御意向を頂いたところでございますので、意見交換の場ができるならば、そのような観点から双方で意見交換を頂ければと思っております。

○田中委員

分かりました。

○山中委員長

そのほかいかがでしょう。

どうぞ。

○杉山委員

一つ目の論点に関して、通しページ4ページ目の下から四つ目の●のところで、2行目で「事務局から簡素化、合理化、集約化という三つのキーワードを挙げられたが」と書いてありまして、これはどういった議論をしようとして誘導したのか確認させてください。これは安全性向上評価と長期施設管理計画、あとはPSRのような複数の制度があって、それらの間での合理化という観点での議論だったのですか。

○黒川原子力規制部原子力規制企画課長

原子力規制企画課長、黒川です。

ここはそういうことではなくて、必ずしも簡素、合理、集約という三つのキーワードをしっかりと並べて言ったわけではないのですけれども、要は非常に分厚いですと。例えば一例を挙げれば、安全性向上評価届出が1万ページあって、いろいろなことが書いてあって、それも16か月に1回出すというのをもうちょっと簡素化できないのですかという文脈と、一方で、本当に大事なことはしっかり書かれているのですかというような議論になって、こういう御意見が出てきたというようなところで。

○杉山委員

ありがとうございます。分かりました。

今おっしゃった論点はとても重要だと思ひまして、余りにもボリュームだけが増えると、作る方も見る方も何だか分からなくなってくる、把握しづらくなってくるという意味では、本当に重要なことを集中的にまとめるということは重要だと思うのですけれども、今の時点でそっちの議論よりもどちらかというと安全性向上評価とか長期施設管理計画のような制度で十分なのですかというような点の御意見を頂いているのかなと思って見ても、余りそういう観点の話がなくて、ですから、合理化よりも先にまず不足している部分はないのかなというようなこちらの思いも、両部会長との意見交換などでお願いしたいなという気がしております。

次は、「設計の古さ」とかに関してですけれども、「設計の古さ」とか欠けという、かなり具体的なイメージで、例えばどの炉と比べてベンチマークをやるのかというような御意見も頂いていて、それはベンチマークをやらせようと思ったら確かにそこは条件として示さなければいけないと思うのですけれども、私たちの議論の中でこういったことを取り入れていこうと言ったのは、個々の具体的な例というよりは、最新の技術、最新の安全確保の方法に対して、そこに及んでいない部分があるとしたらどれくらいの差があるかという、もう少し一回り抽象的なレベルでの議論だったと思います。だから、ここで個別具体化の話を詰めるというのは、我々の狙いではないような気がしています。

あと、検査について、通しページ9ページの高浜3号についてのコメント、SA設備の運転上の制限からの逸脱がパフォーマンス劣化の観点からどういう意味があるのか。ここは非常に同意できるコメントでありまして、今回はSA設備の問題が4件続いたということで

白判定となったのですけれども、そこが本当に問題なのですかというのは、関西電力から我々から求めている説明といいますか報告が出てきたときに、改めて原子力規制委員会で議論することだと思っていて、本当にそこが問題なのかというところに疑問を持っているというのは私も同じです。

最後に、すごく細かい話で恐縮ですが、通しページ2ページの最初ですけれども、8月25日は金曜日ですよね。

以上です。

○山中委員長

どうぞ、何かコメントがあれば。

○黒川原子力規制部原子力規制企画課長

幾つかコメントを。まず、1点目の簡素化、合理化みたいところが前面に出ている。これは論点を三つ挙げていまして、論点1と論点3で広げる方向はどのようなところが足りないのですかという議論をしていただきましたかったつもりで、論点2は個別の見直し事項という論点になっていまして、ここの部分で純粋に手続面の負担を軽くするという議論をしていて、広げる方、足らざるところがないかという議論は1と3でやろうとしているところがあって、そこはなかなか難しいというか、まだ十分議論が煮詰まっていないところもあって、余り広がっていないような感じがあったというようなところでは。

「設計の古さ」の部分なのですけれども、こちらもいろいろ原子力規制委員会の議論の様様はお伝えはしたのですけれども、若干十分伝わっていないようなところ、おっしゃるようなところがまさにあったように思っていて、なので両部会長との意見交換も大事になってくるのだと思うのですけれども、もうちょっと我々がどのようなことを考えていてというのがしっかり伝わって、向こうもそういうピントが合った上で議論が今後必要なのかなと思っていますところでは。

○山中委員長

杉山委員、よろしいですか。

○杉山委員

ありがとうございました。

○山中委員長

そのほかいかがでしょう。

伴委員。

○伴委員

「設計の古さ」の問題に関して、議事録を見る限り、そんなに我々が考えていることとずれているわけではないなという印象を持ったのですけれども、今、黒川課長の方から、まだ十分伝わっていないというところがあるのであれば、早い段階で直接議論した方がいいのかなと思います。それは「設計の古さ」ということだけではなくて、そもそも安全性向上評価をどうすべきかというかなり大きな話の中にそれが後から入ってきているので、

そもそものところに返って、結局事業者が主体的に改善を進めていくためにどうすべきか、それが本来の大きな問いだと思いますので、それを再確認した上で、方向性を改めて両会長と議論するというのには意味があることだと思います。

○山中委員長

そのほかいかがでしょう。

どうぞ。

○石渡委員

一番最後の部分、10ページのところにその他として、検査官で経験豊富な人の意見がどれくらい集約されているのかという御質問に対して市村技監が答えている文章がございますけれども、確かに意見を集約して、検査官の能力向上や習熟を高めていく取組は大事だと思うのですが、ただ、会議をやって、そこで意見交換をしてというだけでは、検査官というのはかなり早い時期にどんどん入れ替わっていく、あるいはほかのサイトに異動するとかそういうこともあると思うのです。そうすると経験がなかなか蓄積されていかないというものがありますので、文字にして、文書にして、きちんとした形で、利用しやすい形で、全員がすぐに参照できるような文書にしておくことが大事だと思うのですが、その点、市村技監、いかがですか。

○古金谷長官官房緊急事態対策監

原子力規制庁、古金谷でございます。検査担当をしておりますので御回答させていただきます。

四半期に一度、検査官会議というものをやっております、四半期の知見というものはそこで、いい検査プラクティスは御紹介をするようなことはやっております。今日御質問がありました、審議会でも御質問がありました経験豊富な方の知見をどう生かすかというところについても、経験豊富な検査官の方、特に中途採用で現場経験豊富な方などは、時々そういう検査官会議で御自身の過去の経験などを紹介してもらうとか、プレゼン資料というような形にはなりますけれども、そういう形で資料としても残すような取組をしておりますけれども、まだそれが十分かというところではないと思いますので、さらにもどのようなことができるのかというところは、これから原子力規制庁の中でも考えたいと思います。御指摘ありがとうございます。

○山中委員長

そのほかいかがでしょう。

どうぞ。

○田中委員

一般的なことですが、次回の炉安審・燃安審の基本部会はいつ頃を予定されているのですか。

○黒川原子力規制部原子力規制企画課長

原子力規制企画課長、黒川です。

まだ日程は決まっていないのですけれども、年内の遅め、12月辺りかなと想定はしています。

○田中委員

とすれば、その前に両部会長との意見交換が出てくるわけです。そのときにどのようなことに焦点を絞るか、フォーカスするかもあるし、余りフォーカスを絞り過ぎてもいけないところもあるので、その辺はまた議論しないといけないと思いました。

ありがとうございました。

○山中委員長

私も、どういう意見交換をメインにするのかなというのが、少し絞っておいた方がいいのかなという気がいたしました。特に昨年お願いをしたときから追加をしている項目としては、「設計の古さ」についてどのように考えていったらいいのか。特に長期施設管理計画で捉えられない部分、それ以外の部分についてどのように取り組んでいったらいいのかということについて御検討をお願いするというのをFSAR（安全性向上評価）の改善に加えてお願いをしたというところがございますので、「設計の古さ」についての考え方、伴委員もお話しになりましたけれども、特に何か原子力規制委員会と炉安審・燃安審の会合の中との意見の食い違いがあるようには思わないのですけれども、特に議論の方向性について部会長が考えられている方向性と我々原子力規制委員会との議論というのを少し確認しておいた方がいい。集中的にするべきところはそこかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○黒川原子力規制部原子力規制企画課長

原子力規制企画課長、黒川です。

まさにおっしゃるとおり「設計の古さ」の部分かなと思います。その余の部分は去年にも一度やっていますので、その部分をやるということかなと思います。

○山中委員長

ありがとうございます。

そのほか委員の方から何かコメント、御意見ございますか。よろしいですか。

それでは、本件は報告を受けたということで終わりにしたいと思いますけれども、両部会長から依頼のあった部会長との意見交換については、事務局の方で調整をお願いいたします。

議題3を終了いたします。

そのほか委員の方から何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、標準応答スペクトルの審査書の中にSsの数値、表記に誤りがあったという報告を受けております。再度説明をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○岩田原子力規制部審査グループ地震・津波審査部門安全管理調査官

地震・津波審査部門の岩田でございます。

ただいま御紹介いただいたとおり、大変申し訳ございませんでした。先ほどパワーポイントで御説明させていただいた、今回追加をした標準応答スペクトルを考慮した地震動の中のUD(鉛直)方向、資料では413と書いてございました。これが正しい数字でございます。

一方、審査書、ただいまお手元にお配りさせていただいている通しページの17ページ、40ページ、60ページ、それぞれ3事業分の鉛直の数字が423という誤記になってございました。正しくは413でございますので、おわびをして、訂正をさせていただきたいと思っております。大変申し訳ございませんでした。

○山中委員長

もう一遍、審査書の何ページかというところをゆっくり言っていただけますか。

○岩田原子力規制部審査グループ地震・津波審査部門安全管理調査官

個別に参りますと、通しページの17ページの「3. 基準地震動の変更」というところの2パラグラフ目の一番下、基準地震動 $S_s-C5$ と書いてございますけれども、鉛直方向 $423\text{cm/s}^2$ というところの423が、正しくは413でございます。

同じく40ページを御覧いただきますと、「3. 基準地震動の変更」の2パラグラフ目の最終行、鉛直方向423とございますのが、413でございます。

最後に60ページ、こちらも「3. 基準地震動の変更」の2パラグラフ目の一番最後、鉛直方向が423とあるのが、413でございます。

重ねておわびを申し上げます。申し訳ございませんでした。

○山中委員長

審査書、3か所修正がございましたけれども、よろしいでしょうか。数値の訂正ということでございますが、よろしいですか。

それでは、そのように訂正をしていただいて、ホームページで公表していただければと思います。よろしく申し上げます。

そのほか委員の方から何かございますでしょうか。

次週の原子力規制委員会は、私はウィーンで開催されますIAEAの総会に出席をいたしますので、欠席をさせていただきます。

そのほかなければ、本日の原子力規制委員会はこれで終了したいと思います。どうもありがとうございました。